明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○少年院法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四九）　二
○少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令（**同**五〇）　二
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**七七）　二

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（**法務**五四六）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**同**五四七）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（**同**五四八）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（**同**五四九）　五
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**五五〇～五五三）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**二四七一～二四七八）　五
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（**経済産業**二四二）　六
○平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を改正する件（**国土交通**一一〇九）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一七三、一七四）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**三七二）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一二四～一二六）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一三六）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**一七九～一八三）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　九

〔叙位・叙勲〕

九

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

労働安全衛生法第四十五条第三項の規定に基づく自主検査指針に関する公示（厚生労働省）　一〇
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇
労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示五、島根同四）　一〇

国家試験

平成二十八年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方、公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
刑務共済組合定款の一部変更関係　二九
会社その他